

## 南関町条例第 16 号

### 南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、南関町社会体育施設等（以下「体育施設」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定め、体育施設の適正な保全と利用促進及び施設等を活用した地域の振興・活性化、幼児から高齢者までのライフサイクルを通じ、町民の健康寿命を延ばすスポーツ振興を図ることを目的とする。

#### (名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南関町農村広場	南関町大字小原 1857 番地
南関町 B & G 海洋センター	南関町大字関東 932 番地 2
南関町ふれあい広場	南関町大字高久野 585 番地
南関町農業就業改善センター	南関町大字小原 1847 番地

#### (管理)

第 3 条 体育施設は、南関町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

#### (休館日等)

第 4 条 体育施設の休館日及び使用時間は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項の休館日及び使用時間等を変更することができる。

#### (使用の許可)

第 5 条 体育施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならず、許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しないことができる。

(1) 施設等の設置目的に反するとき。

(2) 社会の秩序を乱し、又は公益風俗等を害するおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が施設等の管理上特に必要があるとき。

#### (使用許可の取消し等)

第 6 条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該施設等の使用の許可に係る条件を変更し、使用を停

止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 緊急やむを得ない事情により、町又は教育委員会がこれを使用する必要があるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による使用許可の取消し等によって生ずる損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(入館等の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が体育施設の管理上支障があると認める者

(使用料)

第8条 使用者は、別表第2から別表第5までに定める使用料を納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育の課程にある者に使用させる場合で、必要と認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特に必要と認めるとき。

(使用料の返還)

第10条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 公益上又は管理者の都合により使用許可を取り消したとき。
- (3) その他教育委員会が特別な理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用を停止し、又は許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設等又はその他の物件を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければ

ならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育施設の休館日及び使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条まで及び第9条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前に第5条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

6 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、次条の業務の実施に当たっては、当該業務の実施に必要な範囲を超えて個人に関する情報を収集し、又は使用してはならない。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条の許可に関する業務

(2) 体育施設及び施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が体育施設の管理上必要と認める業務  
(利用料金制)

第15条 第8条の規定にかかわらず、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる。

2 利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(南関町農村広場の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 南関町農村広場の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 18 号）
- (2) 南関町 B & G 海洋センター条例（昭和 60 年条例第 22 号）
- (3) 南関町ふれあい広場設置条例（平成 5 年条例第 10 号）
- (4) 南関町農業就業改善センター設置及び管理に関する条例（昭和 53 年条例第 24 号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに前 3 項の規定による廃止前の南関町農村広場の設置及び管理に関する条例、南関町 B & G 海洋センター条例及び南関町ふれあい広場設置条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 旧条例の規定により使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

名称		休館日	使用時間
南関町農村広場	多目的運動広場	火曜日 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から 午後10時まで
	野球場		
	ソフトボール場		
	テニスコート		
	弓道場		
	ウォーキングコース		
南関町B&G海洋センター	体育館	火曜日 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から 午後10時まで
	プール	火曜日 10月1日から翌年5月31日まで 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで (7月1日から8月31日までの期間にあっては、午前9時から午後9時まで)
	多目的広場	火曜日 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から 午後5時まで
南関町ふれあい広場	体育館	火曜日 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から 午後10時まで
	芝生広場		午前9時から 午後5時まで
農業就業改善センター		火曜日 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から 午後10時まで

## 別表第2（第8条、第15条関係）

## 南関町農村広場使用料

施設名	単位	料金（町内者）		料金（町外者）		摘要
		昼間	夜間	昼間	夜間	
野球コート	1時間につき	300円	1,700円	500円	3,000円	
ソフトボールコート	1コート 1時間につき	200円	1,200円	400円	2,000円	
テニスコート	1コート 1時間につき	100円	200円	200円	400円	
弓道場	1的3時間につき	100円	200円	200円	400円	
多目的運動使用	全面1時間につき	400円	1,200円	1,000円	2,000円	
	半面1時間につき	200円	600円	500円	1,000円	

## 備考

- 1 この使用料は、消費税等を含む。
- 2 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第3（第8条、第15条関係）

## 南関町B&amp;G海洋センター使用料

区分	単位	料金（町内者）		料金（町外者）		摘要
		昼間	夜間	昼間	夜間	
バスケットボールコート	全面1時間につき	400円	800円	800円	1,600円	
バレーボールコート	半面1時間につき	200円	400円	400円	800円	
バドミントンコート	1面1時間につき	100円	200円	200円	400円	
卓球台	1台1回につき	100円	200円	200円	400円	
トレーニングルーム	1時間につき	200円	400円	400円	800円	
ミーティングルーム	1時間につき	100円	200円	200円	400円	冷暖房使用にあたっては、1時間につき200円増とする。
プール （一般・高校生）	1名1回につき	100円	100円	200円	200円	
プール （児童・生徒）	1名1回につき	50円	50円	100円	100円	
プール（幼児）	1名1回につき	無料	無料	50円	50円	
ロッカー	1台1回につき	10円	10円	10円	10円	
大津山グラウンド	1時間につき	200円	200円	400円	400円	

## 備考

- 1 この使用料は、消費税等を含む。
- 2 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第4（第8条、第15条関係）

## 南関町ふれあい広場使用料

区分	単位	料金（町内者）		料金（町外者）		摘要
		昼間	夜間	昼間	夜間	
ウッドシアリーナ	全面1時間につき	100円	200円	200円	400円	
憩いの間	1時間につき	100円	200円	200円	400円	
卓球台	1台1回につき	100円	200円	200円	400円	
ゲートボール場	1時間につき	100円		200円		昼間のみの使用とする。
芝生広場						
ジョギングコース		無料	無料	無料	無料	
わんぱくルーム						

## 備考

- 1 この使用料は、消費税等を含む。
- 2 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。



別表第5（第8条、第15条関係）

南関町農業就業改善センター使用料

区分		単位	料金		摘要
			昼間	夜間	
大集会室	全面使用	1時間につき	200円	400円	
	片面使用	1時間につき	100円	200円	
調理実習室			ガス代実費負担		目的外使用の場合も含む

目的外使用の場合の使用料

区分	9時～12時	12時～17時	17時～21時	全日	冷暖房1時間につき
研修室	400円	500円	500円	1,200円	冷 500円 暖 400円
中会議室	400円	500円	500円	1,200円	冷 500円 暖 400円
調理実習室	500円	600円	600円	1,300円	
就業改善相談室	400円	500円	500円	1,200円	冷 500円 暖 400円
大集会室	1,000円	1,200円	1,200円	3,000円	

備考

- 1 この使用料は、消費税等を含む。
- 2 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。